

# 情報公開制度・個人情報保護制度

## 平成26年度の運用状況をお知らせします

町では、64,551件の公文書を所有しています(平成27年4月1日現在)。  
 日野町情報公開条例と日野町個人情報保護条例の定めにより、1年間の運用状況を皆さんにお知らせします。

### ◆情報公開制度とは

日野町情報公開条例(平成12年4月施行)に基づき、より開かれた町政をめざし、町民の皆さんからの請求に応じて公文書を公開する制度です。

●情報公開の請求件数…………… 6件

うち公文書の公開を決定した件数(部分公開を含む)…………… 5件

非公開を決定した件数(請求された公文書が存在のため)…………… 1件

\*公開請求内容および処理結果は、日野町ホームページ上でお知らせしています。

### ◆個人情報保護制度とは

日野町個人情報保護条例(平成15年10月施行)に基づき、町が所有する町民のみなさんの個人情報の取り扱いについて必要なルールを定め、みなさんが自分の情報を見たり訂正したりする権利などを保障し、プライバシーをより一層保護し公正で信頼されるまちづくりを進めるための制度です。

●個人情報取扱事務登録数…293件

個人情報(自己情報)の開示請求等…………… 1件

うち非公開を決定した件数(請求された公文書が存在のため)…………… 0件

**情報提供の充実をめざして**

#### 日野町ホームページ

町のホームページでは、毎日の生活に役立つ暮らしの情報をはじめ、町のいろいろな情報を町民の皆さんに発信しています。

#### 町政情報コーナー

町が作成した刊行物などを自由に閲覧できるコーナーを役場庁舎1階に設置しています。

#### 日野めぐる

防災情報、子育て支援情報など受け取りたい行政情報項目を選択いただき、その情報を携帯電話などにメールで配信しています。

#### ホームページアドレス

<http://www.town.shiga-hino.lg.jp/>

#### ◆問い合わせ先

企画振興課 秘書広報担当  
 ☎ 6550

## 住みよいまちづくりへの提案

### アイデア・メッセージをお待ちしています



広報は、行政から皆さんへと情報をお伝えするだけでなく、皆さんからのアイデアやメッセージをいただき、まちづくりに活かしていくことも大切です。

誰もが住みやすいまちにしていけるためにも、皆さんと行政との声のキャッチボールを大切にしていきます。

これからも皆さんの「声」をお待ちしています。

- 5、8、11、2月(3か月に1回)、「住みよいまちづくりへの提案」をお寄せいただくためのハガキを「広報ひの」に掲載します
- ハガキに限らず、電話・封書・FAXなどで受け付けていますので、ご意見をお寄せください

#### 【お願い】

- 提案に対する回答を郵送させていただきますので、氏名・住所(番地まで)を必ずお書きください。(名前や番地の掲載がない場合などは、匿名扱いとなり、お返事できませんので、ご了承ください)
- 寄せられた提案は、町長はじめ担当課職員が熟読させていただきます。出来る限り町政に活かせるよう、十分に検討したうえで回答させていただきますので、回答までに時間がかかることがあります。
- お寄せいただいた提案は、「広報ひの」に掲載させていただきます場合があります。その際に氏名の掲載はいたしません。
- 担当課ですぐにお答えできるような質問については、電話でお答えする場合があります。

キリトリ  
 郵便はがき

5 2 9 1 6 9 0

日野町河原一丁目1番地

日野町役場

「住みよいまちづくりへの提案」係行

料金受取人払郵便



差出有効期限  
 平成28年3月31日まで  
 (切手を貼らずに  
 お出ください)

